

各務原市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(令和7年3月13日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定（以下「支援法人の指定」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定申請書（新規・継続）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類

(4) 法人の組織及び沿革を記載した書類並びに事務分担を記載した書類

(5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

(6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

(7) 空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書類

(8) 法第24条に規定する支援法人の業務（以下「業務」という。）のうち指定に係る業務に関する計画書

(9) 国税及び市税の納付に係る証明書

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、現に支援法人の指定を受けている者が同項の規定による申請を行う場合は、同項第5号に掲げる書類の添付を省略させることができる。

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めたときは、当該申請者に対して支援法人の指定をするものとする。

(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは

活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。

(2) 申請者の責めに帰すべき理由により、本市又は他の地方公共団体から支援法人の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。

(3) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）第3条に規定する暴排措置対象法人等に該当する者でないこと。

(4) 申請者の役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）が次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でなくなった日から5年を経過しない者

(5) 行おうとする業務の方法が支援法人として適切なものであること。

(6) 必要な人員の配置、個人情報保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(7) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

(8) 市内に本店、支店その他の営業所又は事務所を有すること。

(9) 国税及び市税の滞納がないこと。

(10) 不正の行為、法令に違反する事実又は公益に反する事実がないこと。

2 市長は、申請者を支援法人として指定した場合は空家等管理活用支援法人指定通知書（様式第2号）により、支援法人として指定しないこととした場合は空家等管理活用支援法人不指定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、支援法人の指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び当該指定の期間を告示しなければならない。

（指定の有効期間）

第4条 支援法人の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して3年とする。

(名称等の変更)

第5条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、空家等管理活用支援法人名称等変更届出書(様式第4号)により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ空家等管理活用支援法人業務変更届出書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

3 前2項の規定による届出には、第2条第1項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付するものとする。

4 市長は、第1項の規定による変更の届出があったときは、当該変更する事項及び変更の届出を受理した日を告示するものとする。

(業務の廃止)

第6条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに空家等管理活用支援法人業務廃止届出書(様式第6号)により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出があったときは、その支援法人の指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び当該届出を受理した日を告示するものとする。

(業務の実施報告等)

第7条 支援法人は、業務の実施状況について、市の会計年度ごとに、市長の定める期日までに、空家等管理活用支援法人業務実施状況報告書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度開始前に、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

3 支援法人は、事業年度終了後に、遅滞なく当該事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又は経営状態が分かる書類を市長に提出するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による報告の内容について説明又は資料の提出を求めることができる。

(改善命令)

第8条 法第25条第2項の規定による業務の運営の改善に関する命令(以下「改善命令」という。)は、改善命令書(様式第8号)により行うものとする。

(指定の取消し)

第9条 市長は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その支援法人の

指定を取り消すことができる。

(1) 改善命令に違反した場合

(2) 第3条第1項第1号及び第3号から第10号までに掲げる要件に該当しないこととなった場合

(3) 不正な手段により支援法人の指定を受けた場合

2 前項の規定による指定の取消しの通知は、空家等管理活用支援法人指定取消通知書（様式第9号）により行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定を取り消したときは、遅滞なく、当該支援法人の名称、住所、事務所又は営業所の所在地及び指定を取り消した日を告示するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、令和7年6月1日から施行する。

2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日の前日までの間における第3条第1項（第4号ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

3 刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者については、これを拘禁刑以上の刑に処せられた者とみなして、第3条第1項（第4号ウに係る部分に限る。）の規定を適用する。